

愛知県立大学内部質保証の方針

愛知県立大学（以下「本学」という。）は、知の拠点を目指し、良質の研究とこれに裏付けられた良質の教育によって地域社会、国際社会に貢献するとともに、成熟した共生社会の実現を見据え、地域連携を進める等の理念および目的を定めている。この理念や目的を達成するため、愛知県立大学内部質保証推進規程第3条の規定に基づき、内部質保証の方針を次のように定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況等、本学の諸活動について自ら点検及び評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に改善し、向上させる。このうち特に教育活動については、主に3つのポリシーのもとに機能していることを点検・評価することとし、学修成果の可視化や3つのポリシーを起点とするPDCAサイクルを確立するため、データ・指標、実施方法などを「アセスメントプラン」として策定する。（アセスメントプランは別に定める。）
- (2) 自己点検・評価結果を検証し、改善に結び付ける取組を恒常的・継続的に行うとともに、その仕組みの適切性についても適時適切に検証するため、内部質保証体制を整備し、全学的な観点から改革・改善を進める。
- (3) 部局は、教育、研究、社会貢献などの活動分野の方針に沿った目的、計画を踏まえて、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示し、自律的な自己点検・評価をベースとした改革・改善につなげる内部質保証の取組を行う。
- (4) 内部質保証のサイクルは、全学レベル、部局レベル、教員レベルの3つの階層において、それぞれの活動主体を単位として実施することとし、上位階層は、下位階層の取組を点検し、その権限と責任の下に承認、改善指示を行うなど、3つの階層が相互に連携した大学全体の内部質保証の取組を行う。
- (5) 点検・評価は、客観的で多面的なデータ等に基づいて行うことを基本とする。主に教育活動の点検・評価において必要なデータ等は、評価委員会からの指示により教学アセスメント部会が収集、加工、一次分析を行い、取りまとめる。評価委員会は、その結果を適宜教育支援センターをはじめ関係部局に提供し、部局における教育の改善活動を促す。
- (6) 本学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育・研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者、法人評価委員会・認証評価機関等外部評価機関、卒業生・就職先企業をはじめとした学外からの意見、学生や教職員の意見等を聴取し、自己点検・評価活動に反映させる。
- (7) 内部質保証の取組については、学内教職員に情報を共有し、理解の促進を図る。

2. 組織・体制

- (1) 全学レベルの内部質保証に責任を負う全学的組織として「戦略企画・広報室」を置き、戦略企画・広報室の下に内部質保証推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (2) 主として教育活動に関する内部質保証に責任を負う全学的組織として「評価委員会」を置き、評価委員会の下に、主に教学に関する各種データ等を収集、加工、一次分析を行う「教学アセスメント部会」を置く。
- (3) 部局レベルの内部質保証に責任を負う組織として部局ごとに責任主体を定め、部局の長の権限と責任の下で自己点検・評価活動を行う。

3. 手続き

内部質保証推進委員会を中心とした体制の下、以下の取組を継続的に推進する。

- (1) 全学レベル、部局レベル、教員レベルの各階層において、本学の理念及び部局における目的や役割、3つのポリシー等を踏まえて自ら点検及び評価を行い、課題の抽出、検証を行う。
- (2) 各学部・研究科等の教育組織の自己点検・評価活動は以下の通り実施する。
 - ア. 各学部・研究科等は、自己点検・評価報告書を作成し、各責任主体において確認の上、評価委員会に提出する。
 - イ. 評価委員会は、各学部・研究科等の自己点検・評価結果を全学的な視点から点検・検証し、意見等のフィードバックを行うとともに、検証結果及び改善すべき事項を取りまとめ、学部・研究科等の自己点検・評価報告書を作成して内部質保証推進委員会に提出する。
- (3) 各センター、戦略企画・広報室、国際戦略室、教育研究審議会付置委員会等（以下「各センター等」という。）の管理・運営組織の自己点検・評価活動は以下の通り実施する。
 - ア. 各センター等は、自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出する。このうち、学術研究情報センターについては、愛知県立大学研究所等の設置及び廃止に関する規程第9条の規定に基づき実施される自己点検・評価結果を、評価委員会については教員の自己点検・評価結果をそれぞれ添えて提出する。
 - イ. 内部質保証推進委員会は、各センター等が作成した自己点検・評価報告書を全学的な視点から点検・検証し、意見等のフィードバックを行うとともに、検証結果及び改善すべき事項を取りまとめ、全学の自己点検・評価報告書を作成して学長に提出する。
- (4) 学長は、改善すべき事項について、部局の長に改善を指示する。
- (5) 部局において、学長からの改善指示に対する改善計画を立案し、フォローアップシートに記載の上、各学部・研究科等は評価委員会へ、各センター等は、内部質保証推進委員会へ提出する。
- (6) 評価委員会は、前年度の各学部・研究科等の自己点検・評価結果と併せてフォローアップシートの内容についても検証する。
- (7) 評価委員会は、自己点検・評価活動において抽出された課題の改善等に向け、必要に応じて、教学アセスメント部会へデータの収集、加工、一次分析を依頼する。
- (8) 内部質保証推進委員会は、前年度の各センター等の自己点検・評価結果と併せてフォローアップシートの内容についても検証する。
- (9) 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価活動において抽出された全学的な課題の改善等に向け、必要に応じて、自己点検・評価のテーマ設定や、全学的な方針の提案等を行う。

4. 社会に対する説明責任

社会に対する説明責任を果たすため、法令に基づき、内部質保証の取組をはじめとする教育研究等の状況を適切に公表する。

5. 本方針の見直し

本方針に基づく内部質保証の有効性や効率性を確認し、本方針は定期的に見直しを行う。

附 則

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。